

辰野町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者のヘルメット着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することに関し、辰野町補助金等交付規則（昭和54年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用する新品の自転車用ヘルメットをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ヘルメットを購入した者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の申請日時点において、町内に住所を有し、かつ、現に居住している者

(2) 令和5年4月1日以降にヘルメットを購入した者

(3) 過去に、長野県内の他の市町村で、長野県が実施する自転車乗車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていない者

(4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者

(5) 辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成17年辰野町条例第3号）第2条に規定する町税等（以下「町税等」という。）を滞納していない者。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、辰野町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に対し、ヘルメットを購入した日から90日以内に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等）

(2) 申請者の本人確認ができるもの（学生証、運転免許証、マイナンバーカード等）

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、保護者等の同意を得なければならない。

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、辰野町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

3 町長は、申請内容を審査した結果、適性でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、辰野町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）にその理由を付して通知するものとする。

(交付決定の取消)

第7条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、申請者は町長の指示するところにより、取り消された補助金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 申請者が令和5年4月1日から施行の日までにヘルメットを購入した場合には、第5条の規定にかかわらず、施行の日から90日以内に様式第1号及び第5条各号に定める書類を提出しなければならない。